



▲市内多胎育児サークルの楽しいピクニック

議員 双子や三つ子の多胎育児は単胎児より、精神的

馬場 栄一郎 議員

多胎育児に支援を

では、多胎出産の不安解消等、多胎育児サークルの協力も得て出産前教室を実施し、情報交換を行っています。

議員 多胎育児支援ヘルパ―派遣事業の早期実施を求めます。

福祉部次長 「母子家庭等日常生活支援事業」を実施しています。また、医療保健センターで行う支援事業と連携を図り、どのような支援が必要か様々な角度から検討いたします。

指定管理者制度の実施に向けて

肉体的そして経済的に負担が大きいです。本市の多胎児家庭に対する支援の現状は。

医療保健センター 事務局長 近年、不妊治療の進歩もあって、多胎出生割合は増加しています。医療保健センター

議員 選定委員会は巨額の税金が投入される公共施設の管理に当たる指定管理者の選考だけではなく、定期的な評価や指導勧告、そして次回の選考に向け監視していく役割を担う重要な機関と位置付けるべきです。行政内部規定による組織ではなく、条例にて設置される附属機関にすべきではないですか。

総合政策部長 指定管理者の指定が行政処分であることから、選定委員会を行政職員のみでも構成可能です。しかし、公平性の確保の観点から、行政職員7名、外部委員2名の9名で構成し、外部委員は選考に必要なスキルを持ち、かつ本市の状況を理解している方にお願います。

議員 指定管理者に対する市民のモニタリングの実施と、やる気を持たせるためにインセンティブ制を導入してはどうですか。

総合政策部長 今後、先行自治体の事例などを研究し検討していきます。

今後の給食施策は

召田 厚 議員

どのようにしていますか。

都市整備部長 現在、ちびっ子プールは、補助金を町会に交付し、管理運営を主体とし開設しています。管理者を探すのに大変苦慮しており、今後、町会からの意見を聞き、検討します。



▲ティンカー☆ベルによるハンドベル演奏

議員 知的障害者が社会に溶け込めるような、心のこもった施策は行えないでしょうか。

福祉部次長 今後、知的障害者、支援者が、自立、または活動できるような、施設の整備を含め、積極的に支援を進めていきます。

知的障害者支援は

共同住宅等の住民と地域の「コミュニティは

議員 市民としての意識は居住形態により温度差があります。共同住宅等を建設する際、地域に接し、お互いが顔の見えるような施策はどの様に行っていますか。

総務部長 戸田市宅地開発等指導要綱等により町会加入について指導している。今後においても、地域コミュニティの一層の促進に努力してまいります。

一般質問

南小・戸一小の教室不足対策は急務

高橋 秀樹 議員



▲校庭が狭く、校庭に教室増設が難しい南小学校

小学校の、教室不足対策について伺います。

議員 瀬戸田南小学校と戸田第一小学校の、今後の教室不足の状況は。瀬戸田南小学校は校庭やグラウンドが狭く、教室不足のための増設が難しい。体育館やプール、児童保育室を複合化し、隣接の土地を借用または、買取によって移設を考慮すべきでは。瀬戸田第一

議員 あり、また、校舎の増築等を計画する上で、敷地を広げることには有効な方法の一つと考えます。今後、校舎の増築や仮設校舎の建設、用地の確保等々について検討します。③戸田第一小学校の教室不足対策としては、増築や仮設校舎なども含め検討します。

議員 濠公立保育園と、民間委託の保育園運営費は、どの程度の格差があるか。また、来年度の待機児童の状況についても伺います。濠保育園も指定管理者制度の対象となりましたが、今後の民間委託の考え方や、進め方について伺います。

福祉部次長 ①児童一人当たりの年間運営費は、公立保育園の運営費の方が、約25万2千円、また、1園当たりの年間運営費では、定数の差は多少ありますが、公立保育園の方が約6千2百万円、運営費が多かかっています。待機児童は、152名で来年度4月に民設

議員 「子ども110番の家」の活動状況は

していきます。

議員 「子ども110番の家」の協力者間で情報交換会を開催できませんか。また、緊急時の対処法等も含め、「子ども110番の家」の協力者を対象とした講習会を開催すべきでは。

議員 講習会につきましては、本年度は情報提供と啓発を目的とした講習会を実施し、今後も継続的に実施していきます。

議員 各町会に「子ども110番の家」に対し、更なる理解と協力を働きかけるべきではないでしょうか。

議員 町会やPTA、各種組織・団体に理解を深めていただくことは重要であり、機会を補え周知を図ります。

建築物屋上等緑化奨励補助金交付要綱の改定を

榎本 守明 議員



▲芝を敷きつめ屋上が安らぎの場になります

議員 市は環境緑化を積極的に推進しています。多く

の市民の方々が、樹木や地被植物等の環境緑化に取り組みやすくするために要綱の補助金の交付、第12条の「補助を受けた日から、5年以上当該緑化施設の保存に努めなければならない」を、2年から3年程度に改定してはどうでしょうか。

都市整備部長 5年間の緑化施設の保存期間が屋上緑化普及の支障となっているか、また、対象者の意向の把握なども含めて、今後、調査・研究をしていきます。

議員 建築物の所有者と借主（居住者）の双方で補助金交付要綱の趣旨を理解し、合意に至れば、借主に補助金の交付を受けられる要綱にしてはどうですか。

都市整備部長 補助金効果の持続性や担保性の確保が図られるか等、関係諸条件などを整理し、調査・研究

※「指定管理者制度」＝民間事業者が、公の施設の管理運営に参入できる制度

※「子ども110番の家」＝通学路を中心にお店や民家に設置されている子どもの緊急避難場所、黄色い看板を掲示している